横浜市鶴見区役所区政推進課
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目二十番一号
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで
横浜市中区役所区政推進課
神奈川県横浜市中区日本大通三十五番地
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで
横浜市西区役所区政推進課
神奈川県横浜市西区中央一丁目五番十号
縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時まで
縦覧の期間
平成二十九年三月二十四日から
平成二十九年四月二十四日まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く）
五　意見の提出
提出期限
平成二十九年四月二十四日　午後五時まで
（郵送の場合は四月二十四日の消印まで有効）
提出先
国土交通省関東地方整備局
総務部港湾空港総室
〒二三一―八四三六
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地
横浜第二合同庁舎十四階
ＴＥＬ　〇四五―二一一―七四〇六
ＦＡＸ　〇四五―二一一―〇二〇三
国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所総務課
〒二三〇―〇〇一二
神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番地七号
ＴＥＬ　〇四五―二一六―三七四〇
ＦＡＸ　〇四五―二一六―三七二四
横浜市港湾局政策調整課
〒二三一―〇〇三三
神奈川県横浜市中区山下町二番地
ＴＥＬ　〇四五―六七一―七三六〇
ＦＡＸ　〇四五―六七一―七三一〇
提出方法
次のいずれかの方法で提出することができる。様式は任意とするが、関東地方整備局港湾空港部のホームページからダウンロードすることも可能である。
一　国土交通省関東地方整備局総務部港湾空港総室に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は郵送料を負担すること。
二　国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所総務課に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。
三　横浜市港湾局政策調整課に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。
四　国土交通省関東地方整備局港湾空港部ホームページで意見を登録。
http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html
五　国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページで意見を登録。
http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/
意見書の提出に必要な事項
一　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である配慮書の名称「横浜港新規公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」
三　配慮書についての環境の保全の見地からの意見
（日本語により、意見の理由を含めて記載すること）
六　ホームページによる閲覧
配慮書及び配慮書要約版は、左記のアドレスのホームページで閲覧することができる。
国土交通省関東地方整備局港湾空港部ホームページ
http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html
国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページ
http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/
横浜市港湾局ホームページ
http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/
横浜市環境創造局環境影響評価課ホームページ
http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/asesu/

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８４号
札幌市白石区川北３条１丁目２番15号
債務者　水戸　雅代
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７８号
札幌市北区北20条西２丁目２番20－301号
債務者　富樫奈津子
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８３号
札幌市北区北19条西３丁目２番33－301号
債務者　川村　重信
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９０号
札幌市南区中ノ沢３丁目１番１－311号
債務者　武田　雅江
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９６号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ608号
債務者　坂元　蓉子
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１５号
札幌市東区北19条東４丁目１番35－101号
債務者　高間　征彦
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１６号
札幌市東区北19条東４丁目１番35－101号
債務者　高間由紀子
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２５号
札幌市東区伏古８条４丁目６番24号　カクハイツＮＯ10－201号
債務者　吉田　真美
決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部